

法律第五十一号（令三・六・二）

◎公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百四十四条第一項第二号の二中「第四百二十二条の四第六項」を「第四百二十二条の四第七項」に改める。

第二百七十三条中「当該参議院合同選挙区選挙管理委員会又は都道府県若しくは」を「当該都道府県又は」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（総務・内閣総理大臣署名）